

# 開発許可による「みなし許可」も

## 盛土規制法 の規定が 適用 されます。

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始しました。
- 令和7年4月1日から裏面に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

規制区域内では、規制開始後に都市計画法に基づく開発許可をうけたものは、盛土規制法の許可をうけたものとみなされますが、手続き等の内容によって、盛土規制法の規定が適用されるためご注意ください。

| 内 容                                                        | 盛土規制法 | 備 考                                     |
|------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------|
| 事前審査（要綱協議等）                                                | —     | 開発許可制度等の規定に従う                           |
| 住民への周知                                                     | —     |                                         |
| 申請手数料                                                      | —     | 開発許可制度等の規定に従う                           |
| 工事の許可<br>・土地所有者等の同意<br>・資力信用、工事完成能力の確認<br>・設計者資格、許可の公表、通知等 | —     | 都市計画法の規定に従う                             |
| 工事の技術的基準等                                                  | 適用    | 都市計画法第33条第1項第7号に規定                      |
| 許可証の交付又は不許可の通知                                             | —     | 都市計画法の規定に従う                             |
| 変更の許可等                                                     | —     | 都市計画法の規定に従う                             |
| 完了検査等                                                      | —     | 都市計画法の規定に従う                             |
| 中間検査（手数料）                                                  | 適用    |                                         |
| 定期の報告                                                      | 適用    |                                         |
| 監督処分                                                       | 適用    |                                         |
| 標識の掲示                                                      | 適用    | 兼用の標識でも可                                |
| 工事に伴う残土処分（搬出先）                                             | 適用    | 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（本体工事期間後に除却されるもの）を除く |

◆「都市計画法(開発許可制度等)の規定に従う」の具体的な取扱いについては、開発許可担当部局に確認してください。(各市、町(県)によって取扱いが異なる場合があります。)

◆当該開発行為が規制対象規模(裏面に記載)を超えない場合は、盛土規制法の規定に適合する必要はありませんが、盛土等を行った土地は工事完了後も土地所有者等が常時安全な状態に維持する必要があります。

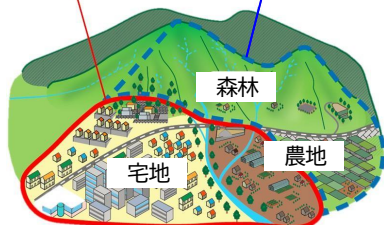
# 滋賀県の規制区域

滋賀県では、「県内全域※」を次の2つの規制区域のいずれかに指定しています。

【市町別の区域図も県HPで公表中】

特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域



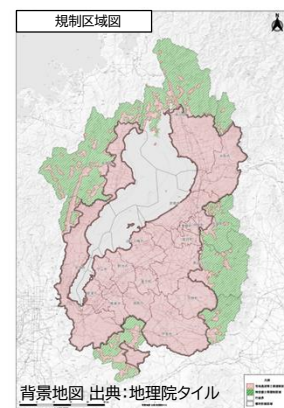
## 【宅地造成等工事規制区域】

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

## 【特定盛土等規制区域】

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※中核市である大津市においては、大津市が区域指定を行っています。



背景地図 出典:地理院タイル  
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

## 【規制対象規模】…許可または届出対象となる盛土等の規模

| 区域          | 行為                  | 要件                                  | イメージ図 | 許可 |
|-------------|---------------------|-------------------------------------|-------|----|
| 宅地造成等工事規制区域 | 土地の形質の変更<br>(盛土・切土) | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの                  |       | 許可 |
|             |                     | ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの                  |       |    |
|             | 土石の堆積               | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) |       |    |
|             |                     | ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)             |       |    |
|             |                     | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)※ |       |    |
|             | 土石の堆積               | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの      |       | 届出 |
|             |                     | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの※             |       |    |

| 区域        | 行為                  | 要件                                         | イメージ図 | 許可 | 届出 |
|-----------|---------------------|--------------------------------------------|-------|----|----|
| 特定盛土等規制区域 | 土地の形質の変更<br>(盛土・切土) | ①盛土で高さが1m超2m超の崖を生ずるもの                      |       | 許可 | 届出 |
|           |                     | ②切土で高さが2m超5m超の崖を生ずるもの                      |       |    |    |
|           | 土石の堆積               | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)     |       |    |    |
|           |                     | ④盛土で高さが2m超5m超となるもの(①、③を除く)                 |       |    |    |
|           |                     | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超3,000㎡超となるもの(①～④を除く)※ |       |    |    |
|           | 土石の堆積               | ⑥最大時に堆積する高さが2m超5m超かつ面積が300㎡超1,500㎡超となるもの   |       | 許可 | 届出 |
|           |                     | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超3,000㎡超となるもの※             |       |    |    |

「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの  
※盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合。

## お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-4240



詳しくは滋賀県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339774.html>

※大津市域については、大津市のホームページをご確認ください。

滋賀県 盛土規制法

検索